

2026年2月吉日

定年前（年度末年齢　満61/60歳）

再任用教職員を希望される皆さまへ

愛媛県学校生活協同組合連合会
〒790-0823 松山市清水町3丁目82
☎ 089-925-0555
FAX 089-924-4435

定年前再任用期間中の法定外控除についてご案内

平素より学校生協をご利用いただき、誠にありがとうございます。

定年退職年齢の引き上げにより定年前再任用教職員として、引き続き公立小中学校へ勤務される場合、希望される方のみ保険料・物資代金（ガソリンカード等）・都市学校生協利用分を法定外控除（給与引去り）させていただきます。

定年前再任用期間中の法定外控除を希望される方については、事前に登録書のご提出をお願いいたします。裏面に印刷しております『定年前再任用期間法定外控除（給与引去り）登録書』にご記入いただき、ご提出くださいますようよろしくお願ひ申しあげます。

なお、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

« 注意事項 »

- ・ 2026年4月より継続して法定外控除するには、登録書を2026年3月19日までにご提出いただく必要があります。
(定年前再任用教職員を希望している段階で、登録書をご提出いただいたので構いません。)
 - ・ 定年前再任用教職員としての採用について当連合会では把握できませんので、登録書をご提出いただいても、法定外控除できない等の理由でお断りする場合があります。
 - ・ 団体カード（ガソリン等）をお持ちの方については、退職後も継続してご利用できます。
- ※ 登録書をご提出いただいている場合、保険は一部を除き、4月1日に団体から外し、各保険会社へ退職の連絡をいたします。団体を外してしまった場合、登録書をご提出いただいたうえ、再度、団体扱いのための手続きをしていただきますが、一定期間は一般扱いとなり法定外控除（給与引去り）するまでには、2~3か月かかります。

記入日 年 月 日

愛媛県学校生活協同組合連合会

事務局宛

(FAX: 089-924-4435)

定年前再任用期間 法定外控除(給与引去り) 登録書

下記の定年前再任用期間中について、愛媛県学校生活協同組合連合会・都市学校生協の利用代金について法定外控除(給与引去り)を希望します。

また、法定外控除(給与引去り)を希望している期間中の登録事項の変更については、連絡いたします。

« 登録事項 » ※生協使用欄以外はすべてご記入ください。

職員番号	(7ヶタ)	0	・	・	・	・	・	・	・	
氏名	(よみがな) 自署 表面の«注意事項»について、確認いたしました。									
生年月日	昭和 年 月 日									
勤務先学校名(現在)	学 校									
定年前再任用期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日									
自宅住所	〒									
連絡先	自宅番号									
	携帯電話									
引取りの限度額				円	愛媛県学校生協が請求してもよい金額の上限です。この限度額を上回るご請求の場合は、ご連絡いたします。					
を利用する物資代金・ 保険等	<input type="checkbox"/> 現在、法定外控除している物資代金・保険等と同じ場合は、チェックを入れてください。									
※生協使用欄										

記入例

記入日 2026年2月15日

愛媛県学校生活協同組合連合会
事務局宛
(FAX: 089-924-4435)

定年前再任用期間 法定外控除(給与引去り) 登録書

下記の定年前再任用期間中について、愛媛県学校生活協同組合連合会・都市学校生協の利用代金について法定外控除(給与引去り)を希望します。

また、法定外控除(給与引去り)を希望している期間中の登録事項の変更については、連絡いたします。

« 登録事項 » ※生協使用欄以外はすべてご記入ください。

職員番号	(7ケタ)	0		2		3		4		5		6	
氏名	(よみがな)	えひめ	はなこ										
生年月日	昭和	40	年		月		日						
勤務先学校名(現在)	学校生協 市立 連合会小 学 校												
定年前再任用期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日												
自宅住所	〒790-0823 松山市清水町3丁目82												
連絡先	自宅番号	089-925-0555											
	携帯電話	012-3456-7890											
引去りの限度額	100,000 円			愛媛県学校生協が請求してもよい金額の上限です。この限度額を上回るご請求の場合は、ご連絡いたします。									
を利用する物資代金・保険等	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、法定外控除している物資代金・保険等と同じ場合は、チェックを入れてください。 ↑上記チェックを入れた場合はご記入不要です。 エネオスカード、JAF、都市生協利用分、かんぽ生命、住友生命、サポート共済、医療保障、重病克服、三井住友海上、東京海上日動												
※生協使用欄													

愛媛県学校生協の他に法定外控除(給与引去り)がある場合、給与支給額を上回って法定外控除することはできません。